B　①有限会社グローバルインターナショナルサービス　②第３種旅行業　③宮崎県知事登録旅行業第３－108号　④有限会社グローバルインターナショナルサービス　宮崎市末広１丁目９－35　取締役　三城裕子　⑤本社営業所　宮崎市末広１丁目９－35　⑥平成８年12月４日　⑧平成25年７月25日　⑩300万円　⑪宮崎県知事　⑫宮崎市末広１丁目９－35　有限会社グローバルインターナショナルサービス　取締役　三城裕子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年８月 12 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社旅の企画室　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－1183号　④株式会社旅の企画室　交野市星田一丁目10番８号　代表取締役　松本晃　⑤本社営業所　交野市星田一丁目10番８号　⑥昭和58年９月27日　⑦平成25年６月28日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①サザンツーリスト株式会社　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２－213号　④サザンツーリスト株式会社　那覇市松尾一丁目19番27号スカイ那覇ビル　破産管財人　宮里猛　⑤本社営業所　那覇市松尾一丁目19番27号スカイ那覇ビル　⑥平成13年６月18日　⑦平成25年７月３日　⑧360万円　⑨1800万円

Ａ　①有限会社松江ツーリスト　②第３種旅行業　③島根県知事登録旅行業第３－65号　④有限会社松江ツーリスト　松江市西嫁島一丁目５番17号　取締役　齋藤ナツ子　⑤本社営業所　松江市西嫁島一丁目５番17号　⑥平成14年２月22日　⑦平成25年６月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社アルペンエンタープライズ　②第２種旅行業　③愛媛県知事登録旅行業第２－169号　④株式会社アルペンエンタープライズ　西条市楢木255番地１　代表取締役　松本勝　⑤本社営業所　西条市楢木255番地１　⑥平成20年３月14日　⑦平成25年３月13日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①西日本トラベル　②第２種旅行業　③広島県知事登録旅行業第２－146号　④大澤雪夫　広島市東区戸坂惣田１－５－10　⑤本社営業所　広島市東区戸坂惣田１－５－10　⑥昭和60年６月27日　⑦平成25年７月１日　⑧220万円　⑨1100万円

B　①伊勢観光株式会社　②第２種旅行業　③三重県知事登録旅行業第２－59号　④伊勢観光株式会社　津市大門17番13号　代表取締役　境則彰　⑤本社営業所　津市大門17番13号　⑥昭和40年９月16日　⑦平成25年６月28日　三重県知事登録旅行業第３－59号　⑧160万円　⑨1100万円

以上６件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①株式会社目黒雅叙園　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5649号　④株式会社目黒雅叙園　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号　代表取締役　梶明彦　⑤本社　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号　⑥平成17年８月22日　⑦平成25年７月17日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 25 年８月 12 日

東京都千代田区岩本町２丁目６番３号
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平25全保6215	エクセルホーム	秋田県知事(1)2036	須崎くみ子	秋田県秋田市保戸野千代田町15―20	1000万円
平25全保6216	新興産業株式会社	新潟県知事(14)37	代表取締役佐藤幸吉	新潟県新潟市中央区女池西２－６－16	〃
平25全保6217	株式会社ソリマチビジネス	新潟県知事(2)4872	代表取締役反町美成子	新潟県長岡市東坂之上町２－３－２	〃
平25全保6218	タキガワ商事	鳥取県知事(3)1158	瀧川卓也	鳥取県鳥取市吉方温泉２―422	〃
平25全保6219	平井不動産	熊本県知事(14)47	平井**傳**	熊本県熊本市南区刈草１－２―22	〃
平25全保6220	塚本地建	熊本県知事(10)1482	塚本義信	熊本県八代市千丁町古閑出1939―２	〃
平25全保6221	吉田宅建	熊本県知事(2)4524	吉田哲	熊本県熊本市中央区城南町舞原318―15	〃
平25全保6222	株式会社宅建イワサキ	熊本県知事(1)4764	代表取締役川本一志	熊本県天草市牛深町1544―４	〃
平25全保6223	佐伯不動産開発株式会社	大分県知事(7)1794	代表取締役川崎栄一	大分県大分市中島西３－５－１	〃
平25全保6224	さんるーむ有限会社	大分県知事(3)2693	代表取締役中西正義	大分県中津市沖代町１－４―33	〃
平25全保6225	保商事株式会社	国土交通大臣(13)547	代表取締役原晏孝	東京都文京区白山２―30―１森川ビル２階	1500万円
平25全保6226	みぞぐち事業株式会社	北海道知事(渡島４)949	代表取締役溝口裕康	北海道函館市西桔**梗**町589―44	1000万円
平25全保6227	三ツ輪不動産	北海道知事(後志10)152	三上幸雄	北海道小樽市住ノ江２丁目１―28	〃